

溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業社会実験 の実施に係る広告事業者募集要項

1 趣旨

高津区役所では、市有財産を有効活用するとともに、区内既存サインの表示内容の更新を促進することを目的に、平成28年度中に完成予定である溝口駅南口広場総合案内板に広告を掲載する事業を社会実験として実施するため、その事業者を募集します。

2 募集概要

応募者から広告掲載、総合案内板の維持管理等に関する企画提案を受けて、企画提案の内容を総合的に評価し、最も優れていると認める事業者を選定するものです(プロポーザル方式)。

なお、応募者が広告掲載事業社会実験に関して行う企画提案の内容は、別紙「溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業社会実験実施仕様書」(以下「仕様書」という。)に定められた内容の全てを満たすものでなければなりません。

3 溝口駅南口広場総合案内板の概要

(1) 所在地

川崎市高津区溝口1丁目1 (2ヶ所)

(2) 構造

- ア 溝口駅周辺案内サイン (W1,200×H2,000mm、アルミ板)
- イ 高津区広域案内サイン (W700×H2,000mm、アルミ板)
- ウ 高津区の魅力発信サイン (W700×H2,000mm、アルミ板)
- エ 高津区の取組み発信サイン (W700×H2,000mm、アルミ板)
- オ 誘導サイン (W350×H2,000mm、アルミ板)

(3) 完成予定

平成28年12月

4 応募資格

広告事業者の応募には、次の各号に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 法人であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること
- (4) 申込み時点において、川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (5) 申込み時点において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

- (6) 国税又は市税の未納がないこと
 - (7) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立をしていない者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立をしていないこと
 - (8) 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
 - (9) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと
 - (10) 委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(8)又は(9)のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結している者でないこと
- ※ (8)、(9)及び(10)に該当する者でないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾していただきます。

5 公募条件等

(1) 契約手法

溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載契約

なお、契約の相手方は川崎市となります。

(2) 契約期間

平成29年3月1日から平成32年2月29日まで

ただし、公用若しくは公共用に供するための必要が生じたとき、又は広告事業者が契約条件に違反したときは、契約期間の途中でも契約を解除する場合があります。

(3) 広告掲載料

広告事業者として選定された者が「公募申込書(様式1)」により提示した提案価格(税抜)に消費税及び地方消費税相当額を加えて算定した金額を広告掲載料の年額とします。

なお、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合は、その納入期限日を基準として適用される税率によるものとします。

広告掲載料は、年度当初に川崎市が発行する納入通知書により、その指定する日までに全額を納入しなければなりません。

(4) 最低価格

300,000円(消費税及び地方消費税を除く年間広告掲載料)

なお、最低価格を下回る提案があった場合は無効となります。

(5) 契約保証金

ア 本件契約締結と同時に契約保証金として、広告掲載料の年額の10分の1以上の額(円未満切上げ)を納付していただきます。ただし、川崎市契約規則第33条第3号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、広告の撤去及び現状回復を確認後、広告事業者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 広告事業者が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

6 応募方法

(1) 募集要項等の配布

平成28年7月6日(水)から平成28年8月5日(金)まで

募集要項等は、市ホームページからダウンロードしてください。

ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000077767.html>

(2) 申込受付期間

平成28年7月11日(月)から平成28年8月5日(金)まで

(3) 申込方法等

ア 提出先

高津区役所まちづくり推進部企画課(高津区役所2階)

イ 提出方法

申込受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに、下記(4)の書類を提出先に直接持参してください。

(4) 申込みに必要な書類

ア 公募申込書(様式1)

法人の所在地、法人名及び代表者の職氏名を記載し、提案価格(税抜)を記載してください。提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が広告掲載料の年額となります。

イ 役員等氏名一覧表及び同意書

ウ 会社概要

創業年月日、資本金、事業所、従業員数、事業内容、主な取引先等を記載した資料を1部提出してください。

なお、既存の資料(一般向けのパンフレットや活動報告書等)で提出することも可能とします。

エ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

オ 代表者の印鑑証明書(法務局に届出したもの)

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

カ 納税証明書

(ア) 国税の納税証明書

納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない

証明用)の原本1部を提出してください。

(イ) 川崎市税の納税証明書(川崎市内に本社又は事業所がある法人の場合)

a 川崎市法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書(未納がないこと)の原本1部を提出してください。

b 固定資産税(償却資産を含む。)

平成26年度、平成27年度の納税証明書(未納がないこと)の原本1部を提出してください。

キ 企画提案書

A版縦長、横書き片面、30ページ程度で作成してください。

別紙の仕様書及び評価基準に基づく提案とし、次の事項を必ず記載して10部提出してください。

(ア) 類似業務実績

過去3か年間の官公庁等における案内板への広告掲載の実績

(イ) 広告掲載について

a 広告主の募集方法に関する事項

b 広告掲載基準に関する事項

(ウ) 案内板の維持管理等について

a 広告掲載及び案内表示更新の方法、安全対策に関する事項

b 案内表示に支障が発生した場合の対応方法に関する事項

c 広告掲載に関して第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合の対応方法に関する事項

d 費用負担に関する事項

ク 提出書類の取扱い

(ア) 提出された書類の変更、追加はできません。ただし、川崎市から補足書類等を求めた場合はこの限りではありません。

(イ) 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しません。

(ウ) 提出された書類に関して、川崎市情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、情報公開の対象となる場合があります。

7 質疑の受付及び回答

(1) 質疑の受付期間

平成28年7月6日(水)から平成28年7月19日(火)まで

(2) 提出方法

溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載事業社会実験に関する質疑書(様式2)をEメールで提出してください。

Eメール：67kikaku@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

平成28年7月27日（水）までに市ホームページに掲載します。

8 現地確認

集合形式での現地説明会は行いません。

現地確認を希望される場合は、平成28年7月13日（水）までに高津区役所まちづくり推進部企画課（044-861-3135）あて電話でお問合せください。

なお、現地確認の場では、質疑の受付はいたしません。

9 広告事業者の選定等

(1) 応募資格の確認

申込みのあった事業者を対象として、応募資格の確認を行い、その結果を通知書により通知します。

(2) プレゼンテーション

応募資格のある事業者は、高津区役所で提案の説明を行ってください。詳細については、(1)の通知書とともに通知します。

ア 開催予定日

平成28年8月24日（水）

イ 開催場所

高津区役所5階会議室（予定）

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションの場で、パワーポイント等の使用を認めます。

(イ) プレゼンテーションの場で、企画提案書に記載されていない提案事項を新たに説明することはできません。

(3) 審査・選定

事業者の提案に対し、別紙の評価基準に基づき審査を行い、評価点の最も高い事業者を広告事業予定者、次点の事業者を次点者として決定します。

(4) 審査結果

審査結果は、平成28年9月5日（月）頃までに応募書全員に通知書で通知しますが、審査結果や内容についての問合せには応じられません。

(5) 契約等の締結

広告事業予定者の決定後、広告掲載に関する詳細を協議し、溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載契約を川崎市と締結するものとします。

なお、広告事業予定者が契約しない場合等には、次点者と契約をします。

10 その他

申込み、企画提案書作成及びプレゼンテーションに要する経費は応募者の負担となります。

11 問合せ先

高津区役所まちづくり推進部企画課

住 所：〒213-8570 川崎市高津区下作延 2 丁目 8 番 1 号

電 話：044-861-3135

F A X：044-861-3103

Eメール：67kikaku@city.kawasaki.jp